

民事裁判における効果的な人証尋問

後編：パネルディスカッション

～日弁連特別研修より～

2011年2月17日に、弁護士会館クレオにて開催された「民事裁判における効果的な人証尋問」研修後半部分の「ダメダメ尋問」寸劇（台本）及びパネルディスカッションを5月号に引き続きお届けします。

研修では、日弁連民事裁判手続きに関する委員会の所属弁護士が尋問場面を演じたのですが、なかなかの熱演で会場を大いに沸かせ、また、それに続く

各パネリストによる尋問場面に関するコメントは非常に勉強になるものでした。少々長い特集となりましたが、業務の参考になること、間違いないので、是非、最後までお目通し下さい。

なお、16頁に、資料「反対尋問に当たっての注意事項」も掲載致しましたので、そちらもあわせてご参照下さい。

（町田 弘香）

パネルディスカッション 民事裁判における 効果的な人証尋問

〈パネリスト〉

秋山 幹男（第二東京弁護士会会員／22期）

畠山 稔（東京地方裁判所民事第5部 部総括判事／36期）

内田 実（第一東京弁護士会会員／26期）

船木 孝和（広島弁護士会会員／36期）

〈コーディネーター（司会）〉

奥宮 京子（第一東京弁護士会会員／36期）

*敬称略

司会：第2部のパネルディスカッションは、なるべく実例に則して議論をしていただくことにし、悪い尋問例「ダメダメ尋問」を3場面用意しました。これは、当委員会の精鋭の弁護士が作成したものです。その弁護士達が、これから実演もしますが、通常はきちんとした尋問をしている弁護士達ですので、誤解なきようお願いいたします。

また、通常は、訴状・答弁書・準備書面を提出して争点整理をし、陳述書を提出した上で尋問を行うのですが、今回はそれらを省いて、尋問の場面のみをお見せするので、わかりにくい点や、現実にはこんなことはないと思われる点があると思います

が、研修用に作ったものですので、その点をご理解下さい。

〈寸劇〉パート1 *4-5頁に台本掲載

交通事故による損害賠償請求
原告被害者に対する主尋問

(1) 尋問内容の問題点

司会：被告が交差点に信号無視をして進入してきたかどうか争点となっている事案です。尋問内容について、船木さん、どうでしょうか。

船木：尋問の目的は争点の解明です。今の尋問は争

点について向けられた尋問になっていません。本件事件の争点としては、「信号を待っているときの交差点や道路における車や人の状況」とか「信号が変わったときの交差点における車や人の状況」とか、「歩き始めたときの状況や衝突したときの状況」だと思いますが、そういうところが意識されて質問されていません。

司会：裁判所の立場から畠山さん、コメントをお願いいたします。

畠山：船木さんのおっしゃった通りでして、争点に焦点を当てた尋問になっていないので、裁判所としては心証を取りづらいです。陳述書の使い方もいかなものか。法廷は裁判官の面前で自分の体験したことを率直に語っていただく場はずなのに、覚えていないという。そんな話を裁判官は聞かされるんですかという、誠にそういう意味ではお粗末な内容になっていたように思います。

(2) 適切な主尋問の準備と陳述書の作成

司会：この事例でも陳述書は提出されているようですが、陳述書には争点である信号待ちの状況などは、詳しく記載すべきでしょうか。これは秋山さんをお願いします。

秋山：書くべきだと思いますね。かつては、争点については法廷で初めて述べてもらう方が心証を取っていただくためにもいいんじゃないのかなと考えたこともありますが、裁判官は陳述書の出た段階で一応暫定的な心証を取るわけですから、それを考えれば陳述書に争点についても書いてあるということが大事だと思います。

また、そういう作業をしていればこういう尋問にはならなかったと思うんです。争点である信号が青に変わったということを、原告自身が認識した理由、

経緯、なぜ認識したのか、信号が青に変わったと思えるような他の交通状況の有無、他の車がどう動いたとか。

それから、位置関係などが重要ですよ。最初にどこにいたのか、そのときに被告の車がいたのはどの辺だったのかということ、図面を添付するなどして陳述書に詳しく書いておく。そうすればまた尋問がやりやすくなると思います。

司会：秋山さん、陳述書と準備書面の違いについて、陳述書の作成に当たって、どのように留意をされておりますか。また、ほとんど準備書面と同じ内容の陳述書も、時々見受けられるのですが、その点はどのようにでしょう。

秋山：準備書面は法律的主張との絡みで事実を提示するものですが、陳述書はそういうことでない生の事実をそのまま書くという違いがあり、準備書面と同じということはあまりないのではないかなと思います。

司会：畠山さん、先ほど陳述書は弁護士が作成に関与すべきであるというお話がございましたが、弁護士から見るとあまりにも整然としている陳述書は、代理人弁護士による作文ではないかという印象を持たれないかと心配する向きがあります。この点どうでしょうか。

畠山：作文というと何となく響きが悪いですね。私が先ほど陳述書は弁護士が作成に関与するのが望ましいと言ったのは、当事者からヒアリングした結果を整理して裁判所に伝えてほしいという意味です。そのときに整理という作業が入りますから、それをもって作文というならその通りです。それは全然構いません。ただ、作文という言葉が、弁護士がないものがある、あるものがないといい、あるいはニュアンスを誇張したりゆがめたりするという、そう

寸劇 ダメダメ尋問の例

Episode 01

原告代理人が原告本人に尋問する場合

ナレーション：交通事故によって負傷した原告被害者が、被告加害者の信号無視による事故であるとして、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した事案。争点は、被告が交差点に信号無視して進入したかどうかである。なお、原告代理人にはX1とX2が共同受任している。

原告代理人X1による原告本人尋問(主尋問)の場面

01 X1：それでは私から伺います。あなたは聞かれたことだけを裁判官のほうを向いて簡潔に答えてください。あなたは平成22年3月1日午後3時ころ、自宅付

いう作為混入のことをいうのであれば、その指摘は正しいです。そのようなことをしてもらっては困るのは、先ほどお話した通りです。

(3) 主尋問における陳述書の利用方法

司会：それでは主尋問における陳述書の利用方法について伺いたいと思います。今の実演は、うまく陳述書を活用した尋問になっていたでしょうか。

島山：まるでだめでしたね。何のために尋問をやるのかというところに立ち返りますと、その人が体験したことを自らの言葉で裁判官に伝えることにあります。自分が事故に遭って痛い目に遭っているわけですから、そのときの記憶があいまいであることは普通は考えにくいです。事故のショックで記憶がない。これならまだ分かるんですけども、そうでもないのに陳述書を見ないと分かりませんとは、とんでもない話だと思います。記憶喚起と言いながらも、こんな形で使われたのではまったく意味がない。

司会：陳述書を見て記憶喚起をしながら答える、証言するということは、禁止されているのですか。

島山：原則は禁止されております。民訴法203条により書類に基づいて陳述することは禁止されておりますので、これに当たると言っているのではないかと思います。

司会：ただ、細かい年月日とか数字とかそういう部分

近の信号のある交差点を横断中、被告の運転する自動車に轢かれて怪我をしましたね。

02 原告：(代理人のほうを見て答える) はい。

03 X1：私のほうを見ないで、裁判官のほうを見て答えるようにしてください。

04 原告：はい。

05 X1：それではこれからそのことについて伺います。…(書証をしばらく探す)
甲3号証の図をみてください(書証を示す)。そのときあなたは何処にいましたか。

06 原告：ここです(図面を指す)。

07 X1：そのとき歩行者用の信号はどうなっていましたか。

08 原告：赤でした。それで青に変わるのを待っていました。

09 X1：被告の車は見えましたか。

10 原告：はい。おそごう(神奈川県藤沢市瀬郷)の方

は、陳述書を見て言ってもよろしいわけですね。

島山：もちろんそうです。細部の記憶までないのはむしろ通常ですから、そういうことの記憶喚起のために陳述書等を見たいというのは十分合理性がありますから、そういうことであれば裁判所は許可します。

(4) 人証との打ち合わせはどのように行うべきか

司会：内田さん、証人との打ち合わせについては、どのようにして行っているのでしょうか。

内田：先ほどの秋山さんのお話で尽きているんですけども、ちょっと補足しますと、主尋問の目的が自分の主張事実を立証することだという認識を持った上で、主尋問は手堅くやる、主張事実を淡々と証言してもらえば基本的に良いと思っております。

あまり欲張らない、押さえるところは押さえるというのがスタートだろうと思います。ただ、相手の言っている重要な点にも触れなければいけませんから、必要な範囲では触れるのですが、あまり深追い過ぎると反対尋問の種をまくことになるという感じがします。

本件で見ている疑問に思ったのは、質問者がよく考えていない、その場で考えて質問したような**17**ぐらいから**19**までのやりとりです。しばらく沈黙して考えていて、大した質問ではない質問をしているというのはよろしくない。準備が不十分だと思います。

向に見えました。

- 11 X1：(しばらく沈黙した後) それからどうしましたか。
- 12 原告：(ポケットに手を入れながら) メモを見て答えてもよいでしょうか。
- 13 X1：(かぶるように) 自分の記憶にしたがって答えてください。
- 14 原告：えっと、よく思い出せないのですが……。陳述書に書いてあったと思います……。
- 15 X1：それでは、あなたが提出した陳述書をみてください。思い出しましたか。
- 16 原告：はい。信号が青に変わったので、横断歩道に歩き出しました。そしたら急に右肩にかけていた鞆が引っ張られて身体ごとこんな風にもっていかれました。身体がぐるぐる回ってその後に身体全体に強い衝撃を受けました。誰か女性の方が「大丈夫ですか」と声を掛けてくれたり、「救急車」と叫ぶ声が聞こえたの

は覚えています。身体は動かさませんでした。救急車に乗せられて、救急隊員から「大丈夫ですか」「聞こえますか」と声を掛けられました。テレビドラマとおんなじだと思いました。まさか自分が救急車に乗ることになるとは思いませんでした。それで病院に着くとストレッチャーっていうんですか、あの寝るやつに乗せられてERに連れて行かれました。

- 17 X1：もう結構です。(しばらく沈黙した後) それではあなたは感じましたか。
- 18 原告：だからテレビドラマと一緒にだなど。
- 19 X1：いやそういうことではなくそのう(しばらく沈黙した後) 轢かれた後のことです。
- 20 原告：轢かれた後に感じたことですか。(しばらく考えて) 買ったばかりのスマートフォンが壊れていないかなあとかそんなことを考えていたと思います。
- 21 X1：(諦めて) 私からの尋問は以上です。

尋問の準備作業ですが、まずは時系列表を最低限作る必要があります。事実を整理して理解するために、時系列で物事を整理するわけです。次に、主張の対比表。複雑な事件ですと、双方の主張の対比表を作って、何が争点なのかよく認識する。それから、証拠を整理する。証拠を整理して理解しておきまないと、本件の15のように書証を法廷の尋問の場面で探すことにもなります。

もう1点、実際に人証の記憶があいまいなときにどうするか。これは客観的な証拠を見せるなりして記憶喚起をしてもらうことになります。

- 司会：そういう準備をして、最後は主尋問のリハーサルをしたいと思います、やはりそうでしょうか。
- 内田：はい。打ち合わせで必ず一問一答式の詳しい尋問事項書を作ってやります。
- 司会：内田さんの場合は、リハーサルのときに、質問だけではなく回答を書いたメモも、本人あるいは証人の予定者にお渡しになりますか。
- 内田：回答のメモを渡すかどうかは、人証の理解力によりますけれども、個別の質問の意味を正確に受け取ってもらうためには渡すことはあります。その場合、一応の回答を作りますが、その後で打ち合わせをし、本人の記憶に最後は合わせますので、回答が変わることは多いです。
- 司会：今の点について、船木さんはいかがですか。

船木：私の場合には、尋問に対する回答のメモを出すということはしません。民事裁判というのは原告側と被告側とは供述内容が正反対になることがしばしばあり、どちらかの供述が事実と反しているわけです。弁護士から尋問に対する回答を出すと、供述内容がこれに合わせようと引きずられる恐れがあります。また、尋問後に不利な判決が出た場合などに、当事者から「弁護士さんからこういう回答メモを渡され、指示通りに回答したから負けたのでは」などと弁護士に責任転嫁される事態を避けるためです。

司会：リハーサルを丁寧にやると、人証によっては一生懸命に回答を覚えて、かえって不自然になる場合もありますね。これは第1部でも秋山さんから暗記しているように証言する人もいるというお話がありましたけれども、そんなふうにならないようにする為に、どのような工夫をされていますか。これは内田さんに。

内田：まじめな人ほど一生懸命覚えてくるのですね。こちらでも暗記する必要はないと注意した上でリハーサルをやってみるわけなのですが、リハーサルが終わって一応の課題が出たところで、新しい質問と回答をまた一生懸命暗記する人がいます。それでは困るので、回答者には、予定通りに答える必要はないから、これをいったん忘れるくらいで結構です、と言って帰します。「尋問の際には、最後に足りなけ

〈寸劇〉パート2 *8-9頁に台本掲載

離婚及び慰謝料請求
原告妻に対する主尋問

(1) 陳述書の使い方

司会：この事案では、原告妻は、離婚原因として、夫が十分な生活費を渡さなかったこと、夫の暴力及び浮気を主張しております。被告夫は十分な生活費を渡して、暴力や浮気の実事も無いと主張しています。この尋問にもさまざまな問題点がありますが、まず陳述書の使い方について、いかがでしょうか。内田さんからお願いいたします。

内田：問題のある点を何点かピックアップしますと、最初に争いのないところをだらだら聞いているわけですね。05から10ぐらい。答えは「はい」ですから、誘導尋問です。いけなくはないでしょうが、わざわざ尋問する意味はないだろうという感じがします。それから2番目に、争点の離婚原因について陳述書をなぞるだけの尋問とか過剰な誘導尋問がされています。13とか17～22とか25とか、「陳述書によれば」という質問がいっぱいありまして、これだと裁判所がこの奥さんに同情してくれないのではないですか。もう少しリアルに話せないといけません。3番目に、重要な事項についての供述がない。36のホテルのレシートに関する質問、これは突っ込んでもっと聞かなければいけない。また、浮気を疑いだした具体的な理由、時期、夫のその後の挙動とか、こういう点をもっと聞かなければいけない。4番目に、陳述書に記載してある渡されていた生活費の金額が主尋問で違う数字になってしまっている。これも大きな問題だろうと思います。

司会：一時期は陳述書が出ている以上、主尋問をなるべく短くと言われて、裁判所の部によっては5分

ごう)の方向かなという言葉が出ています。この現場見取り図でいえば図面の右側に、至獺郷と書いてあるこの獺郷を「おそごう」と読む、あるいは左下の、これは小動(こゆるぎ)と読むんだそうです。そのような固有名詞は、代理人が事前に当該見取り図に振り仮名を「おそごう」とか「こゆるぎ」とか書いておいて、その手書きの部分は代理人作成という具合に、証拠説明書で書いておくべきではないかと思えます。

動作による表現があった場合。要するに16ですね、代理人がそこは言葉で表現して記録させないといけない。「鞆が引っ張られて身体ごとこんな風に」というのは、例えば、「右肩に掛けている鞆が後ろに引っ張られて、右腕が肩を中心に前方から上方に向けて持ち上がるような形になり、後方へ引っ張られるようになったのですね」などと表現し直し、調書に記録させることが必要になります。また、その次に「身体がぐるぐる回って」と言っていますが、これも、立った状態で回っているのか、空中で回っているのかよく分かりません。おそらく右肩に掛けている鞆が引っ張られたということで立って右回りで回ったということだと思いますけれども、そういうようなことを表現しておかないと分かりにくいです。

また、「身体全体に強い衝撃を受けました」というのは、車にぶつかった衝撃なのか道路で倒れた衝撃なのか、という点もどういふぶつかり方をしたかという点で、大切ですので、尋問の際に聞くべきではないかと思えます。

また、尋問と回答の言葉がかぶらないようにするのも大切です。録音反訳されることを考えれば、言葉がかぶったときは念のために聞き直すことも必要です。

寸劇 ダメダメ尋問の例

Episode 02

主尋問と陳述書

ナレーション：原告妻が被告夫に対して離婚訴訟を提起した事案。原告妻は、離婚原因として、夫が十分な生活費を渡さなかったこと、夫の暴力及び浮気を主張している。被告夫は、十分な生活費を渡しており、暴力や浮気の実事もないと主張している。

原告代理人Xによる原告本人尋問(主尋問)の場面

- 01 X：甲8号証を示します。この陳述書に書かれている署名押印はあなた自身がしたものです。
- 02 原告：はい。
- 03 X：この陳述書の内容に間違いはありませんね。
- 04 原告：はい。
- 05 X：それではこれからこの内容についてお聞きします。あなたが夫である太郎さんと知り合ったのは、平成10年ごろのことですね。
- 06 原告：はい。
- 07 X：太郎さんはあなたが配属された部署の先輩だったわ

けですね。

- 08 原告：はい。
- 09 X：そして、平成12年8月ごろ、太郎さんから告白されて交際が始まったのですね。
- 10 原告：はい。
- 11 X：そして、2年間の交際を経て平成14年10月17日に結婚しましたね。
- 12 原告：はい。
- 13 X：陳述書によるとあなたと太郎さんとの間で喧嘩が絶えなくなったのは平成18年ごろということですが、間違いありませんか。
- 14 原告：間違いありません。
- 15 X：喧嘩の原因は何だったのですか。
- 16 原告：そりゃあ、原因は数えきれないほどいろいろあります。彼は結婚前から派手好きで、結婚してからは家のことは何もしてくれないし、私が注意すると怒って、私の実家にまで電話して、両親にあれこれ私の欠点をあげつらうし……。
- 17 X：ちょっと待って下さい。あなたは陳述書に、太郎さんと離婚したいという原因を書いています、ここに書いてあることに間違いはありませんか。
- 18 原告：間違いありません。書いてあるとおりです。

で主尋問を終えてくださいという運用もあったと思いますが、これはどうでしょう。内田さんからお願いします。

内田：5分というのはちょっとどうかという感じはします。人証自体は法廷に出てきてみんな緊張していますから、これを落ち着かせなければいけないので、また、弁護士もあがっていますので、落ち着くために経験では10分ぐらいは少なくとも時間がいります。ですから陳述書を使った尋問でも、10分間は落ち着かせるための時間ぐらいのつもりで尋問していくという手法になります。以前、裁判所と協議会でこの議論をしましたら、裁判官の意見も年齢によって異なり、ベテランの裁判官ほど少し時間を取って行ってよいと言い、若い裁判官ほど短い方がいいとの意見でした。この点は、弁護士の方も年齢によってほぼ同じ意見分布で、結構笑えたこともありました。

司会：裁判所としてはどうでしょう。

島山：陳述書である程度心証が取れますが、個人的には主尋問を重視するという立場でして、5分だと

意味がないですね。もうちょっと聞いていただきたい。核心部分はやはり本人に直接語ってもらうのが重要ではないかと思っております。ただ、ここは裁判官によって違うかもしれません。しかし、知り合いの裁判官に聞く限りでは、5分程度で終わらせるということをやっている人は、最近はあるまいないんじゃないかなと思います。

司会：第1部でのお話では、陳述書が出ている場合でも、主尋問によってその人物なりを見るのだというようにお伺いしましたけれども、陳述書が出ている場合で、主尋問を聞いて心証とか印象が変わる場合がありますか。あるとしたら、それはどんな場合でしょうか。

島山：暫定的な心証が先にあり、多くの場合はそれにめりはりが付いて、やはり暫定的心証が正しかったと思うことが多いのですが、心証ですからもろいケースがあります。例えば陳述書は双方から出ているんだけどよく分からない。法廷で双方から話を聞いてどっちか決めようという事件もあります。どちらかが大うそをついていると思われる事件

- 19 X：陳述書によれば、喧嘩の原因は、太郎さんが十分な生活費を渡さなかったことと太郎さんの浮気ですよ
ね。
- 20 原告：ああ、そうです。
- 21 X：まず、生活費の点について伺います。太郎さんはサラリーマンでしたが、その当時の太郎さんの給料は30万円くらいということでしたが、間違いありませんか。
- 22 原告：間違いありません。
- 23 X：あなたはそのうちいくらぐらい貰っていたのですか。
- 24 原告：だいたい20万円くらいは貰っていました。
- 25 X：陳述書では生活費として15万円しか貰っていないと書かれていますが…。
- 26 原告：15万円しかもらっていませんでしたが、それじゃあ、どうみたって足りないじゃないですか。だから、お金がなくなったらその都度貰っていたので、全部でだいたい20万円くらいは貰っていました。でも、彼はそれ以上は出してくれないんですよ。お金がないって言って…。
- 27 X：(……) いずれにしても、太郎さんは30万円の給料のうち20万円をあなたに渡していたので、まだ10万円は手元に残っていたことになるわけですね。
- 28 原告：10万円のうち8万円は家賃だから、あと2万

円は出せたはずなんです。それにボーナスだってあったはずだから、お金はまだあったはずなんです。

- 29 X：陳述書によると、太郎さんはあなたにたびたび暴力を振るっていたそうですね。
- 30 原告：はい。
- 31 X：あなたが太郎さんからお金を貰おうとしたら、殴られたんですよね。
- 32 原告：ええ、何度言っても彼がお金を渡さないから、彼の財布からそっと取ろうとしたら、見つかって…。
- 33 X：(……) 次に浮気の点についてお伺いします。あなたが太郎さんの浮気を疑いだしたのはいつごろですか。
- 34 原告：平成20年の夏ごろだったと思います。女の勘で。
- 35 X：確証を得たのはいつですか。
- 36 原告：平成21年1月15日でした。彼のズボンのポケットの中からホテルのレシートを見つけたんです。
- 37 X：それでどうしました。
- 38 原告：彼の帰りが遅かったので、帰ってから「なぜ遅くなったのか」「浮気していたのでしょうか」と言うと、彼は「訳の分からないこと言うな」ととぼけたので、ホテルのレシートを突きつけて、「誰と行ったの」「どこの女?」と言って、彼を責めました。
- 39 X：主尋問は以上です。

には、わりとそういうのがあります。そういったときは法廷で心証を取るように、そこで決めるつもりで聞いております。

暫定的心証がひっくり返る場合というのはさほど多くないように思います。あるとしたら、典型的なのは、今まであんなことを言っていましたけど実はこうですと、真相はこうですと言いだめるケースですね。

(2) 効果的な主尋問の方法

司会：次に効果的な主尋問の方法ということですが、本件では、内田さんであれば、陳述書を使いながらどのような主尋問をなさったでしょうか。

内田：陳述書のない場合、主尋問については時間の流れに沿って証言をしてもらい、その過程で重要な争点の証言へ、順に発言を導くという方法がありますが、陳述書が出ている場合は、争点へいきなり行ってしまふということは十分あり得ると思います。本件だと3つ離婚原因はありますが、私だったら浮気から入ります。浮気が立証できれば1発でノックアウトができますので。生活費が十分だったかどうか

かというのは、結構評価が入りますので、その次ぐらい。

暴力もそれだけで離婚原因にはなるので、暴力が2番目でもいいとは思いますが、暴力を振るったとしても、たまたまかっとなってやったとか、1回だけの暴力だとか、妻に落ち度があるというような弁解があり得ますので、これを中心に置いて押すという感じはちょっとしないですね。

(3) 主尋問時の相手方代理人の対応

司会：次に、主尋問のときの相手方代理人の対応という点についてお聞きします。この尋問では、例えば13, 17, 19, 20, 22, 24, 25あたりで過剰な誘導がなされていますが、相手方の代理人はここでは異議を出しておりません。こういった場合、相手方代理人としては異議を出すべきでしょうか。異議については民事訴訟規則115条3項に規定があります。これは船木さんをお願いします。

船木：誘導質問が07, 09, 11, 13と続いておりますけれども、これらの質問は無意味な尋問で、相手

方代理人からみれば、単なる時間の浪費なので、あえて異議を出すこともないと思っています。

ただ、争点など核心部分については、陳述書に書いてあったとしても尋問で聞いてもらうべきです。**17**などからは、争点として核心部分ですので、尋問でちゃんと聞いてくださいということで、誘導尋問という形で異議を出すということが考えられます。特に**19**に至っては、これは確実に尋問で答えてもらうべきものという点で、異議を出すということになるかと思えます。

司会：陳述書に記載されていない、相手方に不利な供述があった場合、相手方の代理人としてはどのように対応すればよいでしょうか。これも船木さんからお願いします。

船木：例えば本件のような離婚の問題であれば、証人に対して陳述書を作成した目的や理由を確認する質問を行うと思います。それに対する回答は、「離婚の原因や経緯を書きなさい」と弁護士から言われたから等、ということになると思います。そうしたら、それなら何故離婚原因で重要なところが陳述書に書かれていないか、何故本来書くべき内容が落ちているのか、という点を尋ねることになると思います。

司会：内容によっては、反対尋問を急にやれと言われても難しいこともあり得るかと思いますが、そういう場合はどうでしょうか。

船木：陳述書として、主尋問の開示機能、要するに集中証拠調べで反対尋問を即座に行える為の機能が重要であるということは、裁判所と弁護士間における共通認識だと思います。ですからその重要な事実が書かれていないということで、反対尋問の準備ができないということになれば、そのための期日の指定をしてくださいという場合もあり得ると思います。

司会：船山さん、今の点ですが、陳述書に書かれていない証言が出てきて、反対尋問を行う方の代理人から別の期日を入れてほしいと言われるような例があるかどうか、そういうことが許されるかどうか、その点についてどうでしょうか。

船山：あります。例はさほどは多くないですが、あります。これは裁判所もとても困りますね。不意打ちをしないというのは手続きの大原則ですが、それに反しているわけですし、相手方代理人が怒るのは、当然です。もう1期日を入れてくれというのも、話としてはありえます。期日を入れるかどうかについては裁判所は別な観点から悩みますけれども、そういう強い異議を言うていただくこと自体に非常に意味がありますので、断固として抗議していただきたいと思えます。

〈寸劇〉パート3 *12-13頁に台本掲載

離婚及び慰謝料請求 原告妻に対する反対尋問

(1) 不適切な質問

司会：この反対尋問では、不適切と思われる質問が多々なされております。その点について秋山さんからまとめてコメントをお願いいたします。

秋山：あらためて言うことはないほどひどい尋問だと思えます。乱暴で怒鳴りつけたりするこの尋問態度は民事訴訟規則115条でいう証人を侮辱または困惑させる質問であり、やってはいけない質問に該当すると思えます。

この**01**、**03**、**05**は、妻としてどのようなことをしていたか、妻らしいことをしていたか、妻として責任を果たしたと言えないんじゃないかとか、事実を

聞いているとも一応言えますけれども、何のために聞いているのかということが全然分かりませんよね。ひどい妻であるということを示して、事件の全体の筋を裁判所に分かってもらうために質問したのかどうか分かりませんが、争点と直接関連性がないので、何のために聞いているのかという疑問を感じますね。規則115条でいくと、争点に関係のない質問をしてはいけないということなんです。まあまったく関係ないかどうかというのは難しいところですけども。

ただ、私は異議はこの段階では言いませんね。おかしい代理人であるということを裁判所に分かってもらうにはいいのではないかとも思いますし。それからあとは07とか11、13は質問なのか、恫喝しているのか分かりませんが、質問になっていないですね。やはり証人を困惑させる質問かと思います。最後の21は、これは質問者が意見を言っているもので、質問ではないですね。

115条の規定がなぜ設けられているのか、2号から6号までは正当な理由がある場合は許されるんですが、それはどういう場合かということは、それぞれご検討ください。

(2) 偽証罪を持ち出すことの適否

司会：もう1つ、19ですが、ここでうそをついたら処罰されるという、偽証罪を持ち出したような質問ですが、このような尋問は適切と言えるでしょうか。

秋山：これは本人尋問ですから偽証罪じゃなくて過料の制裁ということですが、それを処罰という言葉で言うこと自体は許される範囲かもしれません。うそを言っていると思われる証人に対して、偽証罪の制裁がありますよ、いいですか、と聞くこと自体は、まあ、やっちゃいけないことではないと思います。

ただ、効果があるかどうかということになるとあまり期待できないのではないのでしょうか。そう指摘して本当のことを言ってもらうことを期待しているのかもしれませんが、あまり意味がなくて、かえって裁判所に悪い印象を与える場合もあるんじゃないかなと思います。

(3) 相手方代理人の異議について

司会：相手方代理人の異議についてですが、これは秋山さんからコメントがありましたが、内田さん、この原告妻の代理人X弁護士ですが、07の質問に対して異議を出していますが、これはどうでしょうか。

内田：このあたりで異議を言うのが良いと私は思いました。先ほどのご説明のとおり、疑問のある質問が出ていますが、あまり早く異議を言わなくてもいいとは思っていますので、このあたりでいいと思います。

司会：この実演ではX代理人は異議を出す際にその理由、つまり115条の2項のどれに当たるのかという理由を述べておりませんが、異議を出す際には必ず理由を述べるべきですか。畠山さん、お願いします。

畠山：理想を言えば、異議と言ったら理由を述べていただきたいと思います。ただ、こういう場面というのはライブですから、何が起きるか分からない。異議をあらかじめ出そうと思って準備なんかしていませんので、これはひどいという場面に出くわしたときにどうするかという、瞬時の判断が求められるんですね。答えが出てしまえば間に合わないの、自分の判断でこれはひどいと思ったときに、まず「異議あり」とはっきり言ってしまおう。その上で必死になって理由を考えるということが、実務的にはいいんじゃないかと思います。

というのは、そういうひどい尋問のときには、裁

寸劇 ダメダメ尋問の例

Episode 03

反対尋問

被告代理人Yによる原告本人尋問(反対尋問)の場面

- 01 Y：それでは被告代理人Yから質問します。あなたは、結婚している間、妻としてどのようなことをしていましたか。
- 02 原告：それ、どういう意味ですか。
- 03 Y：質問に答えてください。太郎さんに対して妻らしいことをしましたか。
- 04 原告：しましたよ。食事も作ったし、掃除もしたし、洗濯だって。彼のほうこそ、自分の役割だったゴミ出しはしないし…。
- 05 Y：あなたは毎日毎日働いている太郎さんにゴミ出しをさせていたのですね。それではあなたは妻として責任

を果たしていたといえないのではないですか。

- 06 原告：ずいぶん古臭い考え方をするのでですね。弁護士なのに。いまだき、旦那がゴミ出しするくらいあたりまえじゃないですか。
- 07 Y：聞かれたことにちゃんと答えなさい。あなたの言っていることのほうが世の中の常識に反しているだろう。そんなことも判らないのか。
- 08 X：異議あり。
- 09 Y：質問を変えます。あなたは、先ほど主尋問で、太郎さんから生活費として20万円もらっていたと証言していましたよね。太郎さんとあなたの2人だけで1か月20万円はかかりすぎでしょう。一体何に使ってたんですか。
- 10 原告：しょうがないでしょう。彼の両親が週末に泊まりに来てはドンチャン騒ぎして飲み食いするんだから。彼に毎週泊まりに来るのはやめさせてと頼んだんだけど、「うちの親のすることに文句言うな」って言って私

判所もちょっとどうかかなと思っている場合が少なくないんですね。よくぞ言ってくれたという感じのときもありますので、理由は後追いで考えていただいても何とかなる場合が少なくないと思います。

司会：確かに弁護士の立場からすると、異議というのはとっさの判断で出すものですから、異議を出す理由が厳密に考えればないときに出してしまっていることもあると思います。その点、内田さん、どうでしょうか。

内田：建前を言えば、明確な理由がないときには出しはいけないことになるのでしょうか、異議を出す理由が用意できないまま異議を出すことは、やっぱりありますね。特に、相手方代理人が執拗におかしな尋問をする場合は、どのタイミングで異議を出そうかと考え始めますので、1回尋問を止めるという意味でも、「異議」と言った上で、立ち上がるときに理由を考えるということはあります。その点では、ご指摘の通りです。

ただ、最近では、「異議」とは言わないで、ぱっと立ち上がって、「先生、今の質問はちょっと分かりにくいですが」とか、「前の質問とどういう関係があるんですか」とかいうことを適当に言って、その場で考えさせるというようなやり方をしています。

司会：原告の代理人弁護士としては、今の実演より

ももっと異議を出すべきだったか、その辺はどうですか。内田さんをお願いします。

内田：あまり頻繁に異議を出すと、先ほど申し上げたように尋問が止まってしまって、尋問自体を邪魔しているように見えますね。異議は裁判所に尋問を止めてもらうためのものですから、裁判官がそうだねと思うタイミングを計って、1発で勝負を決める方がいいような気がします。

司会：この点について、畠山さん、いかがでしょうか。

畠山：ご指摘の通りでございまして、理論的におかしいからといって逐一異議を出すというのはあまり効果がない、むしろ流れが止まり過ぎて裁判所が尋問に集中できないという弊害が出てまいります。従ってここぞというポイントでずばりと1~2回止めていただくので十分じゃないかなと思います。

(4) 質問者の立つ位置

司会：少し質問を変えます。この尋問では反対尋問を行っている被告代理人のY弁護士が、時々原告本人のすぐそばに立って上から見下ろすような姿勢で尋問をしていました。弁護士によってはそういう方法も良いのだとおっしゃる方もいるのですが、それは適切でしょうか。これは秋山さんをお願いします。

の言うことなんか聞いてやってくれないんだから。

- 11 Y：そんなに旦那の両親が嫌いなのか、あなたは。
- 12 原告：そんなことは言っていません。
- 13 Y：家に来るのをやめさせようとしたんだろう。そういうのを世間では嫌いというのだ。
- 14 原告：(……)
- 15 Y：何とか言ったらどうなんですか。
- 16 原告：(……)
- 17 Y：あんたは主尋問で「何度言っても太郎さんがお金を渡さないの、そっと財布から取ろうとした」と証言したけれどね、家賃とは別に20万円もらっていたら、それ以上太郎さんからもらうことはないだろう。なぜ、黙って財布から取ったりしたんですか？
- 18 原告：さっきも言ったように、彼は派手好きでつき合いが多かったんですよ。親戚付き合いも多くて、彼の叔母さんのお葬式で渡す香典袋に入れるお金とか、彼の従姉妹の結婚式のお祝いに包むお金とか、前々から

用意しておいてって何度も何度も言ってるのに、前日になっても渡してくれないんです。持っていかないわけにはいかないし、それで仕方なく財布から足りない分を取ろうとしたんですよ、そしたら彼は「何しやる」って言って私の髪の毛を思いっきりつかんでそのまま壁に頭をぶつけたの、ひどいでしょ。

- 19 Y：あんたねえ、さっき宣誓したよね、ここで嘘をついたら処罰されるんですよ、わかってる？ なんてそんな嘘を言うんだ。
- 20 原告：嘘なんか言っていません。
- 21 Y：私は太郎さんが子供のときから知っているが、太郎さんは人に暴力を振るう人じゃない。私だけじゃない、誰に聞いたって、太郎さんは人に暴力を振るう人じゃないって言いますよ。だからあんたの言うことなんかとても信用できないな。
- 22 原告：嘘なんか言っていません。
- 23 Y：質問は以上です。

秋山：それはやり方にもよるのではないかと思います。私も書証を示しながら証人のそばで反対尋問をしたりすることはあります。近くに寄ることによってコミュニケーションの関係が深まるということがあるんですね。遠くにいるよりはコミュニケーションがもっと濃密にできるというふうに感じることがあります。なので、近くで尋問をするというのはそれなりの意味がある場合があると思います。

でも証人を威嚇するような、脅迫するような形をやった場合には、不適切なので、異議を述べた方がいいのではないかなと思います。

司会：私も1度、どうも証人が威嚇されているようで萎縮していると思われる場面で、威嚇を理由に異議を出したことがあります。そういう意味では許されますか。島山さん、いかがでしょう。

島山：場合によっては許されることもあると思います。裁判官からすると常識の範囲外になるとき、これはひどいねというときには、やはり相手方代理人として言っていた方がいい方がコントロールをしやすいですね。

(5) 反対尋問の内容の問題点

司会：それでは今の尋問の内容についての問題点について伺います。結論的にはこの反対尋問では見るべき効果がなかったようですが、船木さん、尋問内容に

ついて気付いたことのコメントをお願いいたします。

船木：反対尋問の目的がまったく整理できていないのではないかと思います。例えば17の質問に関連して、原告は、主尋問で財布からお金を抜き取ろうとしたらなぐられたと、そう言ったわけですよ。

ところが、反対尋問17で被告代理人は、財布からお金を取ろうとした理由を聞いています。こんな理由は全然聞く必要はないですね。興味はありますが、被告が暴行をした理由は原告がお金を抜き取ろうとしたからだという被告に有利な証言が主尋問で出たわけですから、それ以上聞く必要はないです。

原告代理人の側としては、主尋問の流れで意外な供述が出てしまったから、それ以上続けられなかったのだらうと思います。今回の被告代理人のように目的意識を持たないで反対尋問を行うと、供述の不足部分を補充するだけに終わることになるという例だと思います。

(6) 重要な事実が主尋問で触れられていない場合の対処方法

司会：この事案の主尋問ですが、原告妻は被告夫の暴力や浮気を主張しているにもかかわらず、それについて具体的な供述をしていなかったわけです。

このような場合、反対尋問ではどのように対応すべきか。妻の陳述書にどのように記載されているかによとも思われますけれども、妻の陳述書にも具体的な記載がない場合、被告の代理人弁護士としては、妻に対する反対尋問のときにどのような対応をすべきか。これは、第1部で秋山さんからコメントがありました。もう一度ここでコメントをいただけますか。

秋山：この場合、暴行について何の証言もないかという、主尋問の29から32にかけてあるわけですね。この程度でしかないということなんです。仮にこれがまったくなかった場合、つまり暴力を振るったということについての証言がまったくない場合に、反対尋問でそのことに触れると、実際に暴力があったという証言が出てくるかもしれないので、それはしない方がいいですね。

主尋問がまったくない、欠落しているという場合にはしない。主尋問が不成功の場合にもあえて聞く必要はないと思っています。本件の場合、29から32にかけて一応はあるんですけども、これについてさらに何か突っ込んでポイントを稼ぐ部分があるのであれば考えますが、そういうことがなければ、この程度であれば放っておく方がいいように思われます。

浮気の点も尋問が全然ないわけじゃないんですが、非常に中途半端で終わっていますね。これは主尋問に欠陥があります。主尋問の最後38で「彼を責めました」で終わっている。それを詳しく反対尋問で聞いたら、「責めたら自白しました」とかというようなことが出てくる可能性もあり、そうであれば聞かない方がいいということになると思います。

ホテルのレシートの方も、レシートというだけじゃ、どういうホテルのレシートか分かりませんね。

主尋問がある程度なされたときに、それについてポイントを稼ぐことができるなら、聞いてみるということがあるかもしれませんが、聞くことによっていかげんな主尋問をした相手方代理人をフォローする結果になる可能性があります。

司会：それでは、陳述書にある程度暴力とか浮気について具体的な事実が記載されているにもかかわらず、主尋問で具体的な供述がなかった場合はどうでしょう。これも秋山さんからお願いします。

秋山：争点ずばりですと、これはすごく悩ましいですね。それはその点についての立証がないというふうに見ればいいのか、一応陳述書も証拠ではあって、それによって事実認定されることがあるかもしれないということで非常に悩むわけですね。裁判官はそういう場合に陳述書によって事実認定をされるのかどうか参考にお聞きしておきたいですね。反対尋問では聞かないでにおいて、裁判官が補充尋問されたりすれば、裁判所の態度を見た上で考える、ということでしょうか。その場合にどれだけの材料を持っているかということにもよると思います。

司会：つまり、裁判官が補充尋問をしたら、それを見て再反対尋問をするかどうかということですか。

秋山：材料があればですね。

司会：この点、畠山さん、いかがでしょう。

畠山：これは裁判官を困らせる1つの事態ですね。何のために尋問をやるんだと、さっきから言っている通りでして、主要な争点について本人に語らせる場面に、それをサボってしまったら主尋問の意味がなくなってしまう。この場合、裁判所は、反対尋問でどんなふうになるのかなと思って黙って聞いていますけど、そこでも触れられないと、判決を書く身とすると非常に困っちゃうわけですね。

判決を書く側からすると、補充尋問で聞いて、

確認しておきたいという人は少なからずいるのではないか。裁判官がその辺を確認すると、暴行とはこういうことで、といろいろしゃべり出すことになることが多いと思われませんが、それを受けてようやく反対尋問らしい反対尋問が始まるような展開が予想されますね。

(7) 裁判所から見ての問題点

司会：非常に難しい場面であることは確かだと思います。畠山さん、今の反対尋問の実演ですが、これは裁判所から見てどのように思われましたか。

畠山：最悪の反対尋問でした。反対尋問の目的から評価すべきだと思うんですね。反対尋問というのは、主尋問で出た供述の信用性を減殺することにあります。この代理人はそういう目的意識を持って反対尋問をやっているのか疑問ですね。自分がこうだと思っている事実をひたすらぶつけて、相手をおとしめているという印象が非常に強くあって、反対尋問をする代理人のキャラクターのいささか、異常とまでは言いませんが、少しどうかなのところがあるところクローズアップされるだけであって、反対尋問の目的からすると、何の効果も上がっていないという評価にならざるを得ないと思います。

(8) 反対尋問の準備

司会：被告側の代理人弁護士としては、反対尋問の準備はどのようなことに留意して行うべきでしょうか。これは船木さんからお願いいたします。

船木：反対尋問の準備としては、まず相手方の主張と当方依頼者の主張の違いがどこから出てきているのかというところの整理をして、それが書証との関係では、どのように関連しているのか、そこを整理しておかないと反対尋問をするきっかけの材料がな

いわけです。反対尋問の場合に、効果があるのは、主尋問の供述が書証と矛盾しているのではないかと、追究できるケースですね。

そうすると、書証を反対尋問の際にスムーズに示すことができるかどうかということが重要になります。主尋問を聞いた際に、あなたの言っているのはこの書証のこのこと違うのではないかと、すぐその場で反応できるような準備をしておくことが大事だと思います。

本件の場合には暴力、浮気、生活費が争点ですが、そういういくつかの項目が出ていて、それが詳しく相手方の陳述書に書かれていないとしても、依頼者である夫からどういうことだったのかは聞いておくべきです。反対尋問で反論できる資料があると思えば、反対尋問で、あなたはこう言っているけどこういう事実はないでしょう、例えば傷害の事実はないでしょう、あるいは浮気と言っても何の証拠もないでしょう、レシートうんぬんにしても、そのレシートの内容とはどういうものだったとか、そういう形で追究することになると思います。

反論すべき内容なのか、反論すべき準備が十分できているのかによって、反対尋問でどこまで踏み込むか変わってくると思います。

(9) 無回答の場合や端的に答えない場合への対処方法

司会：話は変わりますが、この反対尋問では、原告の妻が質問に対して答えていない部分がありました。これは質問からして仕方がないということもあるのですが、一般的に質問されたのに人証が黙って答えない場合は、反対尋問を行う代理人としてはどのように対処すべきでしょうか。秋山さんをお願いします。

【資料】

反対尋問に当たっての注意事項

A 一般的な注意

- ① 陳述書を再確認し、そこに書いてあることをしっかり答えること（特に、Bのポイントについては間違えずに答えること）。
- ② 質問をよく聞いて、聞かれたことだけを簡潔に答えること。但し、詳しく話す方がよいと思う時は、長めになってもよい。
- ③ 質問の意味がわからない時は、「ご質問の意味がわからないので、もう一度言って下さい。」と聞き返してよい。想像で無理に答えないこと。
- ④ 覚えていないことは「覚えていない。」と答え、知らないことは「知らない。」と答えること。
- ⑤ 日時など細かいことを思い出せない時は、「細かいことは思い出せませんが、だいたい〇〇だったと思います。」というように答えてよい。

- ⑥ 記憶が曖昧な時は、「はっきりした記憶はないのですが、〇〇だったかもしれません。」というように答えてよい。
- ⑦ 資料を見なければわからない時は、「資料を見なければ、わかりません。」と答えてよい。
- ⑧ 書証を示された時は、それをよく見て答えること（少し時間がかかっても構わない）。
- ⑨ 間違った事柄を前提にして質問される場合がある。その時は、「〇〇という前提が違います。」「それは前提が違います。」と答える。
- ⑩ 同じ事柄を、聞き方を変えて何回も質問される場合がある。その時は、何回でも同じ答えを繰り返せばよい。
- ⑪ 挑発的な質問や失礼な質問があっても、冷静に答えること。

B 本件のポイント

（陳述書の重要点、証人が間違えて答えるおそれがある点を箇条書きにする）

秋山： 答えない場合は、質問に対して答えがないということを調書に書いてもらっておく必要がありますね、答えないことそれ自体が重要な証拠になりますから。人証が質問に答えないときは、その場で書記官に「調書に沈黙と書いてください」と言う必要があります。

司会： そうすると、供述の要領のみを記載したいいわゆる要領調書では対応は難しいということになりますね。

秋山： 放っておくとその部分は記載されないということが考えられるので、そういうふうにはアピールする必要がありますのではないのでしょうか。

(10) 相手方代理人の準備等

司会： それでは、次に相手方代理人の準備等についてお聞きしてみたいと思います。反対尋問を受ける側の弁護士、この事案では原告妻の代理人弁護士の方ですが、一般的に反対尋問を受けるに当たっての準備はどのようにしますか。これはもう業務秘密の域の問題になるかもしれませんが、内田さん、お願いします。

内田： どういう反対尋問が出されるのかというのは当

然予想します。自分が相手方になってみて、何を聞きたいかを考えるわけですね。本件のように離婚の場合にはすそ野が広いので、争点に関係があるかないかは別として、いろいろなことが出されることは予想されるわけですね。奥さんにとって不利という印象の悪いことがみんな出てしまうということも考えられます。

争点との関係でも、主尋問で出てきた点、例えばけんかが絶えなかったというけど、どういうけんかをしたのか、原因は何なのか、生活費については都度もらっていたけどいくらなのか、家計簿は付けていたのか、奥さんの小遣いはあったのか、奥さん名義のクレジットカードを作ってもらっていたのかなど、細かいことが出そうな感じなので、その辺はよく事情聴取して整理しておかなければいけないと思います。

それから本件にまさに出ていましたけど、奥さんを動揺させる質問をするかもしれないことまで、考えなければいけない事例もあると思います。争点整理のところでは相手方代理人の性格は多少分かりますので、こういう質問が出てくる可能性があれば不規則質問への対応を準備するということになりま

す。最後に、準備書面とか書証など、奥さんにもう1回きちんと見てもらって頭に入れておいてもらわないといけない。

司会：予想反対尋問を作成して、リハーサルを行うのが一般的ですか。

内田：私は必ずリハーサルをしています、するのが一般的だと思います。この場合誘導質問を紙に書いておいて用意するわけですけど、主尋問の場合と違って回答者に渡さない。質問の仕方がいろいろありますから、渡してもあまり意味がないし、反対尋問というのは尋問者との1対1の勝負、一種の格闘技ですから、回答者に質問を教えても練習にならないと思います。リハーサルでは初めからうまくいく人とそうでない人がいますが、多少傷はあっても全体としてよければいいです、ぐらいい話はしておきます。

司会：【資料】ですが、これは当委員会の委員の1人が、反対尋問を受ける依頼者とか証人予定者に対し、これを使って説明をしたり、場合によっては渡す、というもののなのですが、ここに書いてあるような事項を、内田さんの場合も注意されますか。

内田：これは、なかなか含蓄がありますね。Aの②質問をよく聞いて答えること、③分からなければ聞き返していいこと、この辺は基本的なことだと思います。

これらのうちどれを強調するかは、証人によって違うのではないのでしょうか。例えばおしゃべりな人には、②の本文「聞かれたことだけを簡潔に答える」だけ言っておく。但し書きはいらなと思います。これを言うともたぺらぺらしゃべりそうなので。おとなしい人とか気の弱い人は、③から⑦をよく説明する。それから、反応がゆっくりな人も中にはいますよね、すぐに答えがすっと出ない人。そういう

人には、⑧の括弧の中に、「少し時間がかかっても構わない」と書いてあるので、ここを説明して安心してもらう。また、よくあるのですが、かっとなりやすい人。これは⑩と⑪を強調します。何回も質問があるかもしれませんが、何回も聞かれても切れないでください、といいます。⑪も同じですね。要するに、強調すべきことは人によって異なります。

司会：裁判所から見て、【資料】のような注意事項はいかがでしょうか。

島山：ぜひ、これは、証人に事前に示して徹底していただきたいと思います。こういうことがあまりされていないせいか、法廷で裁判官の方から言わなければならない場面が少なからずあるというのが現状です。

(11) 弾劾証拠について

司会：そこでまた話題を変えまして、弾劾証拠についてちょっとお伺いします。民訴規則102条は、尋問に使用する文書は証人の陳述の信用性を争うための証拠として使用するもの（弾劾証拠）を除いて尋問の相当期間前までに提出しなければならないと定めております。反対尋問のときに初めて提出された書証について、相手方代理人としてはどのように対処すべきか、その心構えということになりますが。秋山さん、お願いいたします。

秋山：まずはこの民訴規則102条に反するとして、提出について異議を述べることになりますね。

司会：弾劾証拠であるとして提出されたものでも、実際には本当に弾劾性があるのかどうか微妙なものも結構あると思います。この点はどうでしょうか。

秋山：規則102条に反すると指摘すると、相手の代理人は、いや、これは弾劾証拠です、と言うと思います。そうであればやむを得ないということですが

が、ここで難しい問題があって、書証が弾劾証拠であるとしても、主要事実の認定にも使えるものである場合がよくあります。弾劾証拠として提出することを認めると、弾劾証拠として使われるだけじゃなくて、主要事実の認定のために使われてしまうのではないかという問題があります。これは解説書を見ても何も書かれてなくて、立法当時も何の議論もしていなかったと思います。裁判所の扱いはどうなっているのでしょうか。

司会：裁判所については、2つ問題があると思うんですが、弾劾証拠として提出されたものでもちょっと微妙なものについてどう対応されるかということと、それから提出を認めた場合のその後の取り扱い、その2つの点からお願いします。

畠山：裁判所はその場で判断しなくちゃいけませんので、微妙じゃ済まないんですね。率直に言うと弾劾証拠と言われているものの大半は、弾劾証拠ではなくてもっと別なところで使えるものが多いと思います。従って、本来弾劾証拠として出すべきものというのはもっと絞られてしかるべきです。ところが弾劾証拠として出されることが現在でも時々あります。それは証拠の適時提出主義からすると問題がある運用です。そういう運用を認めない方向で裁判所や弁護士会で取り組むべきじゃないかなと個人的には思っています。

弾劾証拠だと言うのなら弾劾証拠として扱うことに徹するというのが、1つの解決策だと思います。弾劾証拠と言いながら、積極証拠として認定に使うと、結局尻抜けになってしまうわけですね。それを許す限りは、弾劾証拠だといって後出しをすることがなかなかやまないということになりかねません。従って、原則的な対応からしますと、弾劾証拠として提出すると言った以上は、その旨を書証目録

に記載する。記載した以上は主要事実の積極証拠としては使わない。相手方の信用性の弾劾のためにだけ使う。そういうふうには裁判所も運用をしっかり徹底すべきではないかと思います。

現状を言いますと、裁判官にもいろいろありまして、比較的緩やかに扱っていることがむしろ多いんじゃないかと思います。けれども、理論的には弾劾証拠と言った以上は、相手方のその信用性の減殺とか弾劾するためだけに使う証拠として扱うことに徹した方が望ましいと、私としては思っております。

その他の事項

(1) 人証の採用、尋問準備及び尋問時間の決定方法等

司会：それではその他の事項を少しお伺いします。まず、人証の採用、尋問順序、それから尋問時間の決定方法についてなんですが、新民訴法以後は集中証拠調べが行われるようになって、尋問は効率よく行われることが求められています。そうした状況の中で、人証の採用、尋問順序、それから尋問時間はどのようにして決定されていくもののでしょうか。

畠山：争点整理手続で争点が絞り込まれます。その絞り込まれた争点について、必要な証人を採用する。採用の基準は、抽象的に言ってしまうと争点を解明するために必要かどうか、この1点に尽きます。尋問事項あるいは尋問時間も、それによって自動的に決まるはずですが、ただ、裁判所は陳述書とか、尋問事項書でしか尋問時間を予想できません。従って、当事者の証拠申出書等の記載内容を見ながら、実際にどの程度かかりそうかという予測

を立てて、当事者と協議しながら尋問時間を決めていきます。

尋問の順序については、集中証拠調べにおいては裁判所は深刻な問題としては考えておりません。どのみち尋問は同一期日で聞けるわけですから、どっちが先でなきゃ困るとはあまり考えていません。ただルールがないわけじゃなくて、立証責任を負う側からまず聞くのが基本です。それから証人と本人がいる場合には、証人を先に聞くのが通例だと思います。

司会：今の点で、秋山さん、弁護士の立場から補足とかご意見はございますか。

秋山：集中証拠調べが行われるようになって、証人の申請について、私は、どうしても必要な証人に絞り込むようにしています。重要証人について採用していただく。周辺的な事実については、相手が異議を述べそうもないものについては簡単な陳述書とか、照会に対する回答書とか、そういうもので代えることもあります。

複数の証人が採用された場合に、尋問の順序とか尋問時間の割り振りは、今ご紹介があったように裁判所がそういうお考えのようなので、一応こちら側で決めさせていただきたいという考えでやっています。例えばある一連の事実について、全体的なことを証言する証人と、その中の重要な部分について体験している証人、この2人が証人として採用されるような場合は、どちらを先にやったらいいかというのは、打ち合わせをやってみないと分からないこともあるので、採用段階で順序は一応決めていただくんですが、打ち合わせをやってみて順序を変えた方がいいというような場合は、裁判所をお願いして、相手方の同意も得ますけれども、順序変更していただいたりしております。

それから尋問時間ですけれども、これは最近あまり長い時間は認めていただけないこともあり、なるべく効率的にやろうと考えています。これも複数の証人を採用していただく場合は、合計時間を決めていただいて、あとの割り振りはこちらの裁量に任せていただくというようなこともしております。それは裁判所もだいたい認めてくれます。

(2) 集中証拠調べにおいて注意すべき事項

司会：集中証拠調べでは、1日で人証の尋問を行ってしまうわけですが、こういう集中証拠調べにおいて、弁護士として注意すべき事項について船木さんからコメントをお願いいたします。

船木：集中証拠調べは、争点整理ができたということが前提でできていることになっています。ところが、争点整理に関し、裁判官と代理人との間で共通認識ができていない状態のまま、尋問期日に進むことがたまにあります。とりあえず尋問を行うというつもりで行ったとしても、尋問終了後は、もう結審します、という形で弁論終結することがあります。そういう場合の反省は、争点整理をもっとしっかりするべきだったということです。争点整理表をこちらから出してでも、まず争点についてしっかり共通認識させるようにしておくべきです。

また、集中証拠調べに入ってしまうと、これはもうやり直しがきかないわけですから、事前に書証を十分整理しておくことが重要です。争点とその書証の関係を自分なりに十分整理をしておかないと、後で聞き直すというわけにはいかないということが一番怖いところです。ですからもっと言うと集中証拠調べの始まる前に最終準備書面が書ける程度までイメージを膨らませておくことが必要ではないかと思えます。

(3) 金融等の複雑な取引、医療、建築、IT関係等、複雑な訴訟の人証尋問において、注意すべき事項

司会：金融取引とか医療とか建築、あるいはIT関係など複雑な訴訟でよく出る専門家証人について、尋問においてはどのようなことに注意すべきか、簡単にコメントをお願いいたします。これは内田さんと島山さんから一言ずつお願いします。

内田：専門家証人で注意すべきことは何点かあります。1番目に、その道の専門家ですから言葉遣いを丁寧にする、これは最低限の礼儀だと思います。相手はプライドがありますので、証人のプライドを傷つけてはまじめに話してくれない可能性があります。

2番目に、尋問の前に勉強をしなければいけない。当該証人の専門分野についてですね。この関係で、アドバイザーが得られれば心強く、有益ですから、なるべくなら、どなたか専門家のアドバイザーを得たいところです。

3番目に、むだな論争をやらない。論争をしてはいけないというのではなくて、むだな論争はしない。基本的には相手の知見を受け入れた上で、その反対の学説とかそれを示してみてもどう反応するかをみるぐらいで、私はもうそれ以上踏み込まない、自信がないので踏み込まないという態度を取ることが多いです。

最後に、細かい点ですけど、尋問では専門用語が飛び交いますが、書記官に調書を取ってもらう必要がありますので、専門用語を書いた紙を、言葉と文字が分かるように示して事前に渡しておく、ということは必要と思います。

司会：それでは島山さん、お願いします。

島山：今のご指摘はすべてその通りです。私はちょっと切り口を変えて、専門家に証人として来てもらうのは、相当かという観点からの議論をしてみたいと

思います。専門家の議論を法廷で聞くことに裁判官はあまり意味を感じていない。どちらかというところからまず意見書を出してほしいと。意見書で議論を整理していただくのが一番ありがたいです。

どうしても尋問をしたいというときに1つ有効な方法として、書面尋問があります。尋問事項をいろいろと双方から出していただいて、書面尋問でぶつけて、専門家証人に回答してもらうことで、相当用が足りる場合が最近出てきています。私は最近書面尋問を活用して、かなりの成果が上がっています。専門家証人はお忙しい先生方ですから、なかなか日程を取って来ていただけないという難点ですが、書面尋問ではクリアできるという面があります。

また、専門的な知識がないのは、代理人の弁護士だけじゃなくて裁判所も同じです。専門的な事件を適正に処理するためには、裁判所も専門的な知識の向上が必要です。最近専門委員という制度ができて、徐々に活用されてきており一定の成果を上げております。もっと使われていい制度だと私は考えておりますし、裁判所全体もそういう方向で考えております。専門委員の活用の仕方については、なおまだ検討すべき点が多々ございますけれども、専門委員をうまく活用しながら争点整理をして、必要な人を専門家証人で聞くというやり方も今後考えられてしかるべきと考えています。

司会：今おっしゃった書面尋問というのは、民訴法205条ですね。

島山：はい。

司会：それから、規則124条があります。

本日はありがとうございました。

(構成：町田 弘香)